

# 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例の一部改正（骨子案）

## I 改正の趣旨

- 土砂については、法律による全国的な規制がない中、地方公共団体の条例による規制が進められてきており、本条例制定時（平成21年3月）には11県だった土砂条例制定府県は、令和元年9月現在では18府県となり、隣接県も含めて更に土砂条例制定に向けた検討が進められています。  
また、土砂は、廃棄物と同様に府県境を越えた広域移動が行われており、本条例による規制がその時々で必要な抑止力を備えているかは、適宜、見直す必要があります。
- 不適正に土砂等の搬入が行われた区域において土砂の流出、崩壊その他の災害が発生する事態が全国で起きており、そうした事態を未然に防ぐためにも「違反行為の即時中止」や「原状回復の確保」に係る措置の強化が課題となっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック及び大阪・関西万博関連の建設需要や多発する災害からの復旧需要の拡大等昨今の社会情勢により、今後も土砂発生量の増加が見込まれています。
- こうした状況を踏まえた対応を行い、本府における土砂等による不適正な土地の埋立て等に対する抑止力を高め、本条例の目的である生活環境の保全及び災害の防止に資するため、本条例の見直しを行うこととします。

## II 現行条例における規制の概要

別紙のとおり

## III 新たな規制の基本的な仕組み

- 1 短期間に膨大な量の土砂等が搬入される悪質な事案に対応するため、知事は、土地の埋立て等が継続されることにより人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、当該土地の埋立て等が行われる埋立て等区域及びその周辺の区域を土砂等搬入禁止区域として指定することとします。
- 2 知事は、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認めるときは、次の者に災害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう勧告することができることとします。
  - (1) 当該埋立て等区域の土地所有者
  - (2) 当該土地の埋立て等に用いられた土砂等を発生させ、又は運搬した者

- 3 不適正な土地の埋立て等を行った者に加え、当該土地の埋立て等を行った者に対し、当該不適正な土地の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土地の埋立て等を行った者が当該不適正な土地の埋立て等を行うことを助けた者についても行為の中止や原状回復を命じる対象に加えるものとします。

## IV 改正の骨子案

### 1 新たな規制等の内容

#### (1) 土砂等搬入禁止区域の指定制度の導入

- ① 知事は、土砂等の埋立て等を継続することにより、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等区域（3,000㎡未満のものを除く。）及びその周辺の区域を「土砂等搬入禁止区域」に指定し、何人も同区域への土砂等の搬入を行ってはならないこととします。
- ② 「土砂等搬入禁止区域」は規則で定めるところにより公示するほか、当該区域に明示することができることとします。

#### (2) 災害発生防止措置の勧告制度の導入

知事は、埋立て等区域が3,000㎡以上の土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認めるときは、崩壊その他の災害の発生を防止するために必要な撤去その他の措置を講じるよう次の者に勧告を行うことができることとし、勧告に従わないときは、氏名等を公表することができることとします。

ア 当該埋立て等の区域の土地所有者

イ 当該土地の埋立て等に用いた土砂等を発生させた者又は運搬した者

#### (3) 違反行為の中止や原状回復を命じる対象者の拡大

不適正な土地の埋立て等を助けた者等（当該土地の埋立て等を行った者に対し、当該不適正な土地の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土地の埋立て等を行った者が当該不適正な土地の埋立て等を行うことを助けた者）を当該不適正な土地の埋立て等の中止、原状回復等の命令の対象に加えることとします。

#### (4) その他の規制

- ① 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、土砂等の流出、崩壊その他の災害の防止の観点から、当該土地の埋立て等を安全に行うことができる土砂等の容量を把握するよう努めなければならないこととします。
- ② 土砂等を運搬する者は、不適正な埋立て等が行われる埋立て等区域に土砂等を搬入することのないよう努めなければならないこととします。
- ③ 報告徴収等の対象者を次に掲げる者に拡大するとともに、検査のために必要な限度において土砂等を収去することができることとします。
  - ア 土砂等を発生させる者
  - イ 土砂等を運搬する者
  - ウ 土砂等の発生又は土地の埋立て等に係る土地所有者等
  - エ その他土地の埋立て等の関係者
- ④ 3,000㎡未満の埋立て等区域における土地の埋立て等について、当該土地の埋立て等に係る埋立て等区域を含む一団の土地の区域でその面積が3,000㎡以上のものにおいて土地の埋立て等を行うこととなる場合は、許可を必要とする運用を明文化することとします。

#### (5) 罰則

土砂等搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対する罰則を設けるほか、違反行為の中止、原状回復等の命令及び報告徴収等の対象者の拡大に伴い、罰則の対象を拡大することとします。

## 2 施行期日

令和2年6月1日（予定）

## 別 紙

### 現行 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の概要

目的（§ 1）	不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資すること。	
定義（§ 2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂等・・・土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物（廃棄物を除く。）</li> <li>○ 土地の埋立て等・・・土地の埋立て、盛土等の他、土地における容器を用いた土砂等の保管を含む。</li> </ul>	
関係者の責務等（§ 3～7）	土地の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土地所有者等及び府の責務を規定	
埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止（§ 8、9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての規模について、埋立基準（＝土壌環境基準）に適合しない土砂等を用いた埋立て等を禁止</li> <li>○ 埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれがあるときや埋立て等を確認したときは、停止や除去等を命令</li> </ul>	
土地の埋立て等の許可等	土地の埋立て等の許可（§ 10～12、14）	3,000㎡以上の土地の埋立て等を行おうとする者については、許可を受けることを義務付け（土地造成等での区域内移動や国・地方公共団体等が行う場合等について、一部許可の適用を除外）
	住民への周知（§ 13）	許可の申請をしようとする者は、その概要について、周辺の地域の住民に対し、必要な周知を図る。
	着手等の届出（§ 14、15、22、23）	埋立て等に着手したとき、軽微な変更等があったとき、埋立て等を完了・廃止・休止・再開したとき等の届出を義務付け
	展開検査、土壌調査（§ 16、17）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 搬入した土砂等については、毎回、展開検査（※）し、不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない。 ※ 平場などで敷きならし不適正な土砂等の混入を目視で確認</li> <li>○ 埋立て等区域内の土壌については、3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け</li> <li>○ 展開検査及び土壌調査の結果を3月ごとに知事に報告</li> </ul>
	施工管理者、標識、帳簿等（§ 18～21）	施工管理者の設置、所定事項を記載した標識の掲示、所定事項の帳簿への記載、帳簿等の備付け・開示等を義務付け
	命令、許可取消（§ 24～26）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無許可行為や埋立基準違反等に対しては、中止や除去等を命令</li> <li>○ 無許可変更や命令違反等は、許可取消</li> </ul>
報告徴収、立入調査（§ 28）	土地の埋立て等の状況などについて、報告徴収や立入検査を行う権限を規定	
公表、罰則（§ 29、35）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例違反による行政処分等の内容を公表</li> <li>○ 無許可行為、命令違反等に対して罰則を適用</li> </ul>	
その他（§ 32）	○ 京都市域については、この条例を適用しない。	